

昭和六十二年三月三十一日受領  
答 弁 第 一 二 一 一 号

内閣衆質一〇八第二一号

昭和六十二年三月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員新村勝雄君提出告訴及び告発の受理、処理状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員新村勝雄君提出告訴及び告発の受理、処理状況に関する質問に対する答

弁書

一及び二について

最近三年間における告訴・告発事件の受理・処理状況のうち政府において把握しているものは、別表1のとおりである。

三について

告訴・告発事件の処理に要する期間は、別表2のとおりであり、都道府県警察においては、受理した事件のうち、約五十パーセントを六か月以内に検察官に送致・送付しており、検察官においては、受理（検察官が直接受理した事件を含む。）した事件のうち五十パーセント以上を一か月以内に処理している。

## 四について

警察当局としては、告訴・告発事件についても迅速に捜査を遂げるとの見地から、常に、受理後速やかに捜査を行い、検察官に事件を送致・送付するよう努めており、また、検察当局としても、事件を受理した場合は、事案に応じ、迅速に捜査を遂げ、適正な処分をしている。

## 五について

適式な告訴・告発がなされた場合は、これを受理した上、迅速な処理をすべきであるのは御指摘のとおりである。

告訴・告発状の中には、犯罪事実の特定が不十分なものなど告訴・告発の要件を満たさないものがあり、その場合、検察官又は司法警察員が、告訴・告発状を提出した者にその補正あるいは再検討を求めることはあるが、適式な告訴・告発状を受理しないことはないものと承知し

ている。

右答弁する。

別表 1 (一及び二の関係)

(1) 警察における最近 3 年間の全刑法犯の告訴・告発事件の受理件数

昭 58 年	昭 59 年	昭和 60 年
6,912	7,110	6,994

(注) 道路上の交通事故に係る自動車等による業務上(重)過失致死傷罪及び道路交通法違反等交通関係法令違反を除く。

(2) 警察における最近 3 年間の知能犯罪関係の告訴・告発事件の受理件数

昭 58 年	昭 59 年	昭和 60 年
4,117	4,402	3,825

(注) (知能犯罪とは、<sup>とく</sup>洗職・偽造・詐欺・背任及び横領の各罪をいう。

(3) 警察における最近 3 年間の全刑法犯の告訴・告発事件の受理件数

昭 58 年	昭 59 年	昭和 60 年
5,278	5,99	5,063

(注) (1) の (注) に同じ。

(4) 警察における最近3年間の知能犯罪関係の告訴・告発

事件の処理件数

昭58年	昭59年	昭和60年
4,011	4,441	4,009

(注) (2)の(注)に同じ。

(5) 検察庁における最近3年間の告訴事件の処理人員

昭58年	昭59年	昭和60年
14,325 (10,159)	15,209 (11,031)	13,769 (9,572)

(注) 1 検察統計年報による。  
2 道路上の交通事故に係る自動車等による業務上(重)過失致死傷罪及び道路交通法違反等交通関係法令違反を除く。  
3 ( )内は、司法警察員に告訴した事件であり、内数である。

(6) 検察庁における最近3年間の告発事件の処理人数

昭58年	昭59年	昭和60年
3,954 (2,930)	3,406 (2,299)	3,435 (2,223)

(注) 1 (5)の(注)1、2に同じ。  
2 ( )内は、司法警察員に告発した事件であり、内数である。

別表 2 (三の関係)

(1) 警察における知能犯罪関係の告訴・告発事件の処理  
期間

年次 \ 期間	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	1年を 超える
昭 58 年	497 (12.4)	781 (19.5)	716 (17.9)	856 (21.3)	1,161 (28.9)
昭 59 年	817 (18.4)	844 (19.0)	823 (18.6)	747 (16.8)	1,210 (27.2)
昭 60 年	669 (16.7)	711 (17.7)	693 (17.3)	759 (18.9)	1,177 (29.4)

- (注) 1 ( ) 内は、処理総数に対する百分比を示す。  
2 別表 1 の (2) の (注) に同じ。

(2) 検察庁における告訴・告発事件の処理期間

年次 \ 期間	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	1年を 超える
昭 58 年	9,348 (7,618) 〔51.1〕	2,705 (1,909) 〔14.8〕	2,112 (1,365) 〔11.6〕	2,645 (1,455) 〔14.5〕	1,469 (742) 〔8.0〕
昭 59 年	9,351 (7,603) 〔50.3〕	2,681 (1,902) 〔14.4〕	2,184 (1,459) 〔11.7〕	2,631 (1,571) 〔14.1〕	1,768 (795) 〔9.5〕
昭 60 年	9,249 (6,498) 〔53.8〕	2,509 (1,708) 〔14.6〕	2,035 (1,279) 〔11.8〕	2,207 (1,241) 〔12.8〕	1,204 (619) 〔7.0〕

- (注) 1 検察統計年報による。  
 2 ( ) 内は、司法警察員に告訴・告発した事件であり、内数である。  
 3 [ ] 内は、処理総数に対する百分比を示す。